

前橋市監査委員公表第10号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年8月5日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年5月9日～6月24日

措置通知書提出日 令和4年7月21日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：一般社団法人前橋起業支援センター】</p> <p>1 施設の効果的な活用について（要望事項） 創業センターのものづくりラボの運営において、令和3年度の利用者が皆無であり、また、附属する設備や備品も使用されておらず、施設の効用を最大限に発揮しているとは言い難い状況であった。 公の施設の管理に関する協定書第3条第2項では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮することができるよう施設の管理を行うこととしていることから、市所管課と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：産業政策課】</p> <p>1 施設の効果的な活用について（要望事項） 創業センターのものづくりラボの運営において、令和3年度の利用者が皆無であり、また、附属する設備や備品も使用されておらず、施設の効用を最大限に発揮しているとは言い難い状況であった。 公の施設の管理に関する協定書第3条第2項では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮することができるよう施設の管理を行うこととしていることから、指定管理者と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。</p>	<p>ものづくりラボの利用促進を図るため、市所管課と連携し、SNSや自社の広報媒体を通して利用の周知を強化するとともに、開発支援等の産官学連携の取り組みにおける活用や学生等が起業に興味を持つきっかけを創り出すものづくりワークショップ等の新規事業の実施等、施設の効用を最大限発揮できる事業を検討していくことを決定した。</p> <p>指定管理者と一層連携し、産官学連携事業や学生等の創業機運醸成事業の企画・実施の検討を行い、創業センターの効果的な活用に向けて取り組んでいくことを決定した。</p>